

・証券持株会社に係るチェックリスト

.証券持株会社に係るチェックリスト

.法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、証券持株会社に対する検査に際し、証券持株会社グループにおいて構築されている法令等遵守態勢が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、取締役会等や監査役会等に求められる役割を改めて記載するとともに、証券持株会社グループのコンプライアンスを実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が証券持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いて法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

証券持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、証券持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「証券検査マニュアル」の各チェック項目につき、「証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

証券持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なる。また、現実中存在する証券持株会社グループの形態は、グループによって区々であり、その結果、グループにおける管理態勢や証券持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした証券持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容を、全ての証券持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に則した対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、証券持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、証券持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要がある、立入検査に際しては、証券持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【証券持株会社に対する検査を実施する際の手順】

証券持株会社に対する検査に際し、法令等遵守態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

証券持株会社グループの実態を把握し、証券持株会社やグループ内会社が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記の影響が生じる原因を、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、証券持株会社の子会社である証券会社が証券持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「証券持株会社グループ」又は「グループ」とは、証券持株会社、その子会社である証券会社及び当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいうの「当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、証券持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

2. 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、証券持株会社グループを構成する会社のうち、証券持株会社を除く会社をいう。
3. 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1.業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めつつ、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めるとともに、証券会社が、証券市場の担い手として、重大な社会的責任と公共的使命等があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それらを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ① 取締役は、子会社である証券会社の営業内容について、証券会社の業務の公益を認識して、法令諸規則を遵守し、証券市場の担い手にふさわしい営業を行っていることを把握しているか。 ② 取締役は、顧客財産の分別保管が投資者の保護ひいては、証券市場の健全な発展に資するものであることを理解したうえで、子会社である証券会社の顧客資産の分別保管の重要性を認識し、その実態を把握しているか。また、問題が認められた場合には、適切な措置を講じているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのⅧ.に掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。	I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会は、証券会社が証券市場の担い手として、重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する重要な事項について議論しているか。	(注)法令等とは、法令諸規則のほか、社内内部規定を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2.取締役会議事録等の整備(商法第260条ノ4)	(1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間、備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。			2. 取締役会議事録等の整備〔商法第260条ノ4〕	2. 取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(4) 取締役会議事録又は原資料は、子会社である証券会社に影響を及ぼすような法令等遵守、リスク管理に関する状況が確認できる内容となっているか。				(4) 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。	
	3 監査役会等による経営監視機能	(1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の証券持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)が出席しているか。 (2) 証券持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。)については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会は、取締役の職務の執行について、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護の観点から行われているかを適切に監査しているか。 (5) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (6) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 (7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	(注)商法特例法第18条の2第2項に基づき、監査役会のみならず、監査役自身の権限の行使も妨げられていない点にも留意する必要がある。		3. 監査役会等による経営監視機能	(1) 監査役は、コンプライアンスに関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、商法特例法第18条第2項が適用される証券会社にあつては常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。	「監査役会等」とは「監査役及び監査役会」をいい、「監査役会」には外国証券会社の国内におけるコンプライアンスに関連する事項について協議を行う機関を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4.法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	(1) 法令等遵守をグループの経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員及びグループ内会社に法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規程に止まらず、具体的な行動指針や行動規範として示しているか。			4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	4. 基本となる方針等の存在チェック (1) 「法令等遵守(コンプライアンス)」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類等を役職員に対して周知徹底しているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、警察等機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本となる方針は、単に倫理規程に止まらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。 〔参考〕 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」(‘96.12.17) 「日証協・倫理綱領」(‘91. 8.23) 「日証協・証券従業員に関する規則」及び「同細則」(‘74.11.14) 「日証協・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「同細則」(‘75. 2.19) 「日証協・証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(‘91.12.18) 「日証協・協会の内部管理責任者等に関する規則」(‘92. 3. 18) 「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為基準」(‘97. 8.8) その他の「日証協・公正慣習規則及び理事会決議」	
	5.コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員及びグループ内会社に理解させるための具体的施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や各種会議等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門に適切な人材と規模を確保し、関心を持って管理するとともに、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。			5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	5. コンプライアンスに関しては、取締役が誠実に、かつ率先垂範して取り組んでいるか。 (1) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模の確保に資するとともに、関心を持って管理し、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ グループの法令等遵守状況に関し、施策のモニタリングが適切に行われているか。				③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ 定期的に各社における法令等遵守のための施策の評価及びフォローアップが行われているか。 (2) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。	
Ⅱ. 法令等遵守すべき事項の規程に係る整備状況	1.「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) 証券持株会社のコンプライアンスを実践していくための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」という。)が策定されているか。 また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのⅦ. に掲げる内容に留意して策定されているか。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容は、役職員に周知徹底されているか。 (4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切にその内容の見直しが行われているか。 (5) グループの基本方針及び遵守基準の作成・変更の際には、リーガル・チェックが実施されているか。 (6) グループ内会社のコンプライアンス・マニュアルについて、グループの基本方針に沿った内容となっていることが把握されているか。		Ⅱ. 法令等遵守すべき事項の規程に係る整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な手引書(遵守すべき法令等及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの。以下「コンプライアンス・マニュアル」と称する。)が取締役会によって決定又は承認されているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、Ⅶ. に掲げる内容のうち各社の業務を踏まえた法規制等に準拠するものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前述の「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為規準」等を反映させた証券市場の担い手としての証券会社の社会的責任を踏まえつつ、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及びその内容は、役職員に周知徹底されているか。 (4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。 (5) 基本となる方針の作成、変更の際には、法務担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガルチェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の販売に際してもリーガル・チェックを同様に実施しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅲ. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況	1.「コンプライアンス・プログラム」のチェック	(1) 証券持株会社のコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規程の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」という。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。 (3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。 (4) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。 (5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。 (6) グループ内会社における「コンプライアンス・プログラム」の策定及び重要な内容の見直しの状況、進捗状況について、的確に把握しているか。		Ⅲ. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況	1.「コンプライアンス・プログラム」のチェック	(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な実践計画(規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」と称する。)が取締役会によって決定又は承認されているか。 (2) 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。 (3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。 (4) 「コンプライアンス・プログラム」の担当部署の責任が明確となっているか。また、代表取締役又は取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。 (5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。	「協会の内部管理責任者等に関する規則(公正慣習規則第13号)第11条に規定する内部管理責任者
	2.「コンプライアンス環境」のチェック	(1) グループのコンプライアンス等の法務問題を適切に管理する体制等が整備されているか。 ① グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下、「コンプライアンス統括部門」という。)が設置しているか。また、コンプライアンス統括部門の所掌事項を明確にしているか。 ② 各部門のコンプライアンスを担当する者を定めているか。			2.「コンプライアンスにかかる問題を一元管理する部署、部門等」のチェック	(1) コンプライアンスにかかる問題を一元管理する体制等を構築し、内部規程等を整備しているか。 ① コンプライアンスに関する統括部署が設置され、必要に応じ内部管理統括補助責任者が配置されているか。また、統括部署の所掌事項を明確にしているか。さらに、内部管理統括補助責任者が複数置かれる場合、役割分担が明確にされているか。 ② 各営業部門(本部各営業部門、各営業店等)ごとに、適切に内部管理責任者が配置され、営業部門から独立して職務を遂行する体制となっているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		③ グループの不祥事等の発生に際し、例えばグループ内会社における不祥事件等が証券持株会社の内部監査部門等に必要に応じて速やかに報告されることとなっているなど、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。 (2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。 ① コンプライアンス統括部門と各部門及びグループ内会社との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。 ② コンプライアンス統括部門は、グループ内会社との連携を図っているか。また、証券持株会社及びグループ内会社において問題点が発見された場合、法令等に抵触しない範囲で適切にコンプライアンス統括部門に報告される体制となっているか。 ③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。 (3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。 ① 証券持株会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。 ② グループ内会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われていることを把握しているか。 ③ グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門において、必要とされる法務知識の蓄積が図られていることを把握しているか。 (4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。	(注)この場合の「コンプライアンス担当部門」には、いわゆる「法務担当部署」が含まれるものとする。			③ 証券事故等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。 (2) コンプライアンス関連の情報を適確に収集、管理しているか。 ① 統括部署と各営業部門(営業店)との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。 ② 統括部署と各営業部門(営業店)との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者は直ちに統括部署に報告する体制にしているか。 ③ 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者は、常時、的確に法務関連の情報を掌握しているか。 (3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。 ① 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者自らが、研修に関与しているか。また、講師等で積極的に参画しているか。 ② 職務等に応じた法令等遵守のための研修体制等が確立されているか。 ③ 各業務部門ごと、あるいはブロックごとに最低限必要とされる法令等の研修が行われているか。 (4) 証券事故等や苦情等に対処する体制を整備しているか。 ① 苦情等の顧客の申出事項の記載簿を整備しているか。	(注)「証券事故等」とは、証券会社に関する内閣府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号)第10条に規定する「証券事故」をいう。以下同じ。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		① コンプライアンス統括部門は、報告を受けた不祥事件や苦情等について、必要に応じて事後確認を実施しているか。 ② 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 また、グループ内会社においても同様の体制が構築されていることを把握しているか。 ③ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。 (5) 証券持株会社における特定の職員を、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。 (6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策を講じているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。	(注)監査役の関与とは、例えば、再発防止策の検証など取締役の執行の監査をいう。 (注)この検証に際しては、(5)及び(6)にあるような適切な方策が講じられているかどうかの実態を十分に踏まえ検証する必要があることに留意する。			② コンプライアンスを統括する部署は、適切に苦情等の事後確認を実施しているか。 ③ 証券事故等の事実確認、発生原因及び関係者の責任追及、監督責任の明確化等を図る体制が確立されているか。また、証券事故等の調査説明は、証券事故等とは独立した別の部署で行われているか。 さらに、取締役は証券事故等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、具体的な再発防止策を策定し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。 なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 ④ 証券事故等を行政機関等に適切に報告しているか。 ⑤ 事務処理ミス等による約定訂正処理は適切に行われているか。また、その内容は後日確認できるようになっているか。 ⑥ 証券事故が証取法の定める重要事実該当する場合において適時開示を行う体制を確立しているか。 (5) 営業責任者は、事故防止の観点から法令等により顧客から徴求する必要書類等の受入れ及び内部監査部門等における指摘事項の改善は営業部自身自身の責務であることを認識させ、その実行を担保する体制としているか。 (6) やむを得ない理由により特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させている場合には、事故防止のために適切な方策を講じているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(7) グループ内会社において、事故防止等の観点から採っている方策を把握しているか。 (8) グループ内会社において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されていることを把握しているか。				(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員(管理者を含む。)が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。なお、職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。 (8) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。	(注)管理者とは、「コンプライアンスを所掌している部門の管理職(取締役を含む。))又は内部管理統括補助責任者」をいう。 (注)左記の「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
IV. 法令等遵守のための具体的施策の実施状況	1. 管理部門の実効性のチェック	(1) 子会社である証券会社の内部管理関係の組織形態、権限、人員配置等が適切なものとなっていることを把握しているか。 また、それらが適切に機能していることを把握しているか。		IV. 法令等遵守のための具体的施策の実施状況	1. 管理部門の実効性のチェック	(1) 内部管理関係の組織形態、権限、人員配置等は適切なものとなっているか。また、それらは適切に機能しているか。 (2) 内部管理統括責任者は、内部管理の整備等その職務を果たしているか。 (3) 内部管理統括責任者と取締役社長との連携、内部管理統括責任者と内部管理統括補助責任者、内部管理責任者及び営業責任者の関係を明確にし、それが適切に機能しているか。 (4) コンプライアンス担当部署(監査(検査)、営業考査、売買審査等の部門)が適切に配置され、各部門の所掌事項が明確にされるとともに、相互の連携が密接に保たれているか (5) 各管理部門の調整等が必要な場合、適切に機能する体制となっているか。例えば、営業店への指示内容が各管理部門で異なる場合等において、どの部門が調整部局となるか明確になっているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
						(6) 営業部門等(本店営業部門、営業店等)にコンプライアンス担当者(内部管理責任者)及び営業責任者が適切に配置されているか。また、内部管理責任者の職務遂行に際し、内部管理責任者が配置されている営業部門等の長から独立して職務を遂行する体制、権限等となっているか。また、それが明確に規定されているか。 (7) 営業部門等の内部管理責任者が内部管理統括責任者に対して定期的及び必要に応じ随時に当該営業部門等のコンプライアンスの状況について報告する体制となっているか。 (8) 内部管理統括責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知徹底させているか。また、その状況を把握しているか。 (9) 内部管理業務を適切に遂行していくための各種管理資料は適正に作成され、有効に利用されているか。また、当該管理資料が適切に保管されているか。 (10) 証券業協会、取引所等の自主規制機関からの注意事項、調査依頼等に対して適切に対応しているか。関係書類の作成、保管は的確になされているか。	
	2. 社内規程等の整備状況のチェック	(1) 子会社である証券会社において、法令・社内規程等の指導・解釈等を行う担当部署が明確となっていることを把握しているか。また、それらが適切に機能していることを把握しているか。			2. 法令担当部門の設置・社内規程の整備状況のチェック	(1) 法令・社内規程等の指導・解釈等を行う担当部署が明確となっているか。 (2) 必要な社内規程が適切に整備されているか。例えば、証券業協会規則等において社内規程の制定が必要とされているものが整備されているか。 (3) グループ企業内の既存の共通ルールが有る場合等において、そのような社外のルールを導入する際に、我が国の証券取引法令等に照らして、当該ルールが妥当かあるいは十分かどうか(補充の規程の要否)等について検討を行っているか。 (4) 営業部門等で法令・社内規程等の解釈等について疑義があった場合、法令等担当部署に確認がなされているか。営業部門等での独自の解釈等で業務を行っていないか。 (5) 役職員のインサイダー取引管理体制の整備が図られているか。また、それは適切に機能しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
					3. 営業員の法令等 の理解の促進及び法令等の遵守意識の徹底のための 施策の実施状況の チェック	(1) 法令等担当部署において、営業員に周知すべき法令通達(証券業協会及び証券取引所からの注意文書等を含む)が全体的に把握されているか。また、これらの法令通達を単に各営業部門等に配付しているだけでなく、適宜制定の趣旨やその取扱いについて解説しているか。 (2) 当該証券会社における新たな商品の販売に際しては、法令等の適合性の検討にとどまらず、新たな商品の特性等を十分検討し、役職員に対し周知徹底させているか。また、周知徹底されることを確保する体制が整備されているか。 (3) 法令等担当部署は、営業員に対し法令通達及び社内規程等を適切な方法で周知しているか。例えば、社内配付・回覧等により周知するほかに研修や会議等において理解を深め周知徹底を図っているか。 (4) 営業部門等において、各営業員に対し法令通達及び社内規程等を適切に周知しているか。また、法令等担当部署は、営業部門等に対し周知の方法等について指導等を行っているか。 (5) 法令等について、それらの適切な理解がなされるような方法で周知されているか。例えば、具体的事例に則した教育を行っているか。 (6) 営業員研修、会議等において法令遵守意識の徹底がなされているか。 (7) 営業員研修、会議等の結果、法令等の理解及び法令遵守意識の徹底等の効果については、法令等担当部署が何らかの形で把握しているか。 (8) 法令等の不知又は理解不足、法令遵守意識の欠如が原因となる法令違反、事故、事務ミス等が生じた場合、法令等担当部署がその事実を把握する体制となっているか。 (9) 社内検査において法令等遵守状況及び法令等の周知の徹底が的確に検証されているか。 (10) 営業員に対する研修等の効果が不十分であること、営業員の法令等の不知又は理解不足、又は法令遵守意識の欠如が把握された場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を実施する体制となっているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 業務運営体制 のチェック	(1) 子会社である証券会社の業務運営・方法は、法令等に適合したものとなっていることを把握しているか。			4. 業務運営体制 のチェック	(1) 業務運営体制・方法は、法令等に適合したものとなっているか。 (2) 新たな業務を行う際に法令担当部署において法令等に照らした検討を行う体制となっているか。 (3) 管理部門等は、新たな法令通達及び社内規定等が発出された場合において、既存の業務運営等がそれに適合しているかの検討を行っているか。また、改善が必要な場合は対策がとられているか。 (4) 管理部門等は他の営業部門等がどのような業務運営を行っているかを把握・理解しているか。また、管理部門等により、通常の業務運営方法に則らない不適正な業務運営が行われていないか等の必要なチェックは行われているか。 (5) 営業部門等の内部管理責任者等により日常の業務運営の点検・指導がなされているか。 (6) 問題点が把握された場合において、その原因を究明し、必要な対策を行っているか。 (7) 業務運営において、管理者が承認をする又は報告を受けるなど、管理体制が的確に機能しているか。	
					5. 営業員管理体制 及び顧客管理体制 のチェック	(1) 管理体制の整備 ① 顧客に対して直接投資勧誘行為を行う営業員について適切な管理が行われているか。また、営業店における日常的なチェックシステムは十分か。また、それは有効に機能しているか。 ② 顧客管理体制は適切に整備され、機能しているか。 ③ 営業員管理及び顧客管理について、内部管理責任者及び営業責任者が、その職責をもって適切に把握する体制となっているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
						④ 営業員管理及び顧客管理関係の社内規程は適切に整備されているか。 ⑤ 営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。 ⑥ 顧客の投資勧誘のための資料等について、適切な審査等を行う体制となっているか。 ⑦ 有価証券取引が公正に行われ、証券市場の透明性や信頼性を確保するために、不公正取引の防止のための方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。 ⑧ 顧客によるインサイダー取引の未然防止のための方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。 (2) 営業店における営業実態の把握 ① 営業員の顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性等に配慮する等投資者保護の観点から適切なものとなっているか。 ② 営業員の投資勧誘について、営業責任者及び内部管理責任者がチェックする体制となっているか。 ③ 不公正取引の防止のための確認は適切に行っているか。 ④ 顧客によるインサイダー取引の未然防止のため、内部者登録を徹底しているか。また、注文受託の際、未然防止のための確認は適切に行っているか。 ⑤ 営業責任者及び内部管理責任者は、注文伝票等のチェックに際し、適切な営業活動が行われているかという観点から検証を行っているか。 ⑥ 市場仲介者として誠実かつ公正であるべき証券会社の営業姿勢として不適切なものはないか。	
V. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	1. 「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を講じているか。		V. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3第2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3第2項第10号) (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 取締役等は証取法第28条の4第9号イ〜へに規定する欠格事由に該当していないか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は、法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 証券持株会社において重大な違反行為及びコンプライアンスに関する重大な事項が発見された場合の、取締役会に対する報告体制を整備しているか。また、グループ内会社においてコンプライアンスに関する重大な事項等が発見された場合の報告体制についても整備されているか。 (7) 証券持株会社の懲罰規程が整備されているか。また、懲罰規程の適用は厳正かつ公正に行っているか。 (8) グループ内会社に、コンプライアンス担当部門が設置されていることを把握しているか。				① 取締役 イ. 取締役会の招集〔商法第 259条〕 ロ. 監査役への報告〔商法第 274条ノ2〕 ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止〔商法第 275条ノ2〕 ロ. 取締役会の招集〔商法第 260条ノ3第3項、同条第4項〕 ハ. 取締役会への報告〔商法第 260条ノ3第2項〕 ニ. 株主総会に対する意見報告〔商法第 275条〕 ホ. 監査報告書への記載〔商法第 281条ノ3第2項第10号〕 (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 取締役等は証取法第28条の4第9号イ〜へに規定する欠格事由に該当していないか。 (4) 適切な人材が監査役として選任されているか。 (5) 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。 (6) 法令等に係る重大な違反行為が発見された場合、特に、内部管理責任者等が違反行為と承知した場合に、内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者及びコンプライアンス統括部署に対する報告体制が整っているか。 (7) 社内においてコンプライアンスに関して重大な事項が発生した場合には、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告されているか。 (8) 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。 なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(9) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門の機能が十分に発揮されていることを把握しているか。 (10) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門が、有効な連携関係を確保できるよう、適切な方策が講じられているか。				(9) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。	
Ⅵ. 訴訟等	1. 報告体制の整備	(1) 取締役会等は、子会社である証券会社の訴訟等に係る対応状況について定期的に報告を受けているか。		Ⅵ. 訴訟等	1. 訴訟に対する体制	取締役会は訴訟を提起すること及び提起されることの重要性を十分に認識しているか。	
					2. 訴訟への対応についての重要性の認識	会社役職員の行為によって株主に不利益となるような行為を引き起こすことに対して十分な注意を行っているか。例えば、役職員に対する啓蒙や後述する内部連絡制度の整備などによって、経営の健全性を確保するような努力を行っているか。	
					3. 内部連絡制度	相互牽制の実効性確保の観点から役職員の行為に対して法令上問題があると判断した他の役職員が法律専門家等に相談・連絡できるような体制が採られているか。	
Ⅶ. 情報管理	1. 顧客情報管理体制の整備	(1) 取締役会等は、グループ内において顧客情報を共有する場合、その方針等を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。 さらに、グループ内会社が策定した手続きについて、グループの方針等に沿った内容となっていることを把握しているか。 (2) 子会社である証券会社の顧客情報を、当該証券会社と証券持株会社及びグループ内会社(当該証券会社を除く。)との間で共有するなどの場合には、顧客自身の同意があるなど法令等に抵触しない範囲で適切に対応しているか。 (3) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3(弊害防止措置の適用除外の承認申請)の規定に沿った弊害防止措置のための態勢が適切に確保されているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
VIII. 証券会社又は証券持株会社とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	1. 「証券会社又は証券持株会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑥ 金融先物取引法 ⑦ 資産の流動化に関する法律 ⑧ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ⑨ 保険業法 ⑩ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑪ 貸金業の規制等に関する法律 ⑫ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ⑬ 抵当証券法 ⑭ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑮ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 前払式証券の規制等に関する法律 ⑲ 無尽業法 ⑳ 信託業法 ㉑ 社債等登録法 ㉒ 担保附社債信託法 (2) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則 2. 「株式会社」に対する法規制 (1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 3. その他「信用秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) 商品取引所法		VII. 証券会社とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	1. 「証券会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑥ 金融先物取引法 ⑦ 資産の流動化に関する法律 ⑧ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ⑨ 保険業法 ⑩ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑪ 貸金業の規制等に関する法律 ⑫ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ⑬ 抵当証券法 ⑭ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑮ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 前払式証券の規制等に関する法律 ⑲ 無尽業法 ⑳ 信託業法 ㉑ 社債等登録法 ㉒ 担保附社債信託法 (2) 政令・府令・告示 (3) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則 2. 「株式会社」に対する法規制 (1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 3. その他「信用秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) 商品取引所法	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 消費者契約法 ③ 利息制限法 ④ 割賦販売法 ⑤ 訪問販売等に関する法律 ⑥ 無限連鎖講の防止に関する法律 (6) 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律 4. その他「商取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第 486 条第 1 項)・背任罪(刑法第 247 条)・業務上横領罪(刑法第 253 条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律				(5) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 消費者契約法 ③ 利息制限法 ④ 割賦販売法 ⑤ 訪問販売等に関する法律 ⑥ 無限連鎖講の防止に関する法律 (6) 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律 4. その他「商取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第 486 条第 1 項)・背任罪(刑法第 247 条)・業務上横領罪(刑法第 253 条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律	
	2. 「会社経営」に関する主な法規制	1. 商法関連 (1) 増資ルールの違反(商法第 280 条ノ 2 以下) (2) 粉飾決算・違法配当(商法第 290 条、第 486 条、第 489 条) (3) 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与—商法第 294 条ノ 2、第 497 条) (4) 虚偽のディスクローズ(商法第 498 条、証取法第 197 条) 2. その他 (1) マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第 54 条、犯罪収益等隠匿及び收受—第 10 条及び第 11 条) (2) 本人確認(本人確認法第 3 条) (3) 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第 4 条) (4) 取引記録の作成、保存(本人確認法第 5 条)			2. 「会社経営」に関する主な法規制	1. 商法関連 (1) 増資ルールの違反(商法第 280 条ノ 2 以下) (2) 粉飾決算・違法配当(商法第 290 条、第 486 条、第 489 条) (3) 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与—商法第 294 条ノ 2、第 497 条) (4) 虚偽のディスクローズ(商法第 498 条、証取法第 197 条) 2. その他 (1) マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第 54 条、犯罪収益等隠匿及び收受—第 10 条及び第 11 条) (2) 本人確認(本人確認法第 3 条) (3) 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第 4 条) (4) 取引記録の作成、保存(本人確認法第 5 条)	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームズ・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 19. 引受人の信用供与の制限(証取法第46条)	(注)法第45条ただし書の規程に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について 証券会社が法第54条第1項の規定による届出をしたときは、当該証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、法第45条ただし書の承認があったものとみなすことに注意する。			18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームズ・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 19. 引受人の信用供与の制限(証取法第46条)	“ ” ” ” ” ”
	2.「証券取引」に関する主な法規制	1. 呑み行為の禁止(証取法第 129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第 157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第 158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第 159条ないし第 160条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第 161条) 6. 空売りの規制(証取法第 162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第 167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第 168条) 9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第 169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第 170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第 171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第 161条の2)			2.「証券取引」に関する主な法規制	1. 呑み行為の禁止(証取法第 129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第 157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第 158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第 159条ないし第 160条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第 161条) 6. 空売りの規制(証取法第 162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第 167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第 168条) 9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第 169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第 170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第 171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第 161条の2)	“ ” ” ” ” ” ” ” ” ”

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3.「顧客保護」に関する法規制	1. 顧客資産の分別管理(証取法第47条) 2. 顧客の有価証券の担保に係る同意書の徴求(証取法第47条の2) 3. 証券会社の投資者の保護基金の加入義務(証取法第79条の27) 4. 証券会社の所属する投資者の保護基金の負担金等の納付(証取法第79条の64、第79条の66)			3.「顧客保護」に関する法規制	1. 顧客資産の分別管理(証取法第47条) 2. 顧客の有価証券の担保に係る同意書の徴求(証取法第47条の2) 3. 証券会社の投資者保護基金の加入義務(証取法第79条の27) 4. 証券会社の所属する投資者保護基金の負担金等の納付(証取法第79条の64、第79条の66)	
	4.「業務」に関する法規制	1. 下記の業務の認可(証取法第29条) (1) 店頭デリバティブ取引業務 (2) 元引受業務 (3) 私設取引所(PTS)業務 2. 変更届出書の提出(証取法第30条) 3. 兼業業務に係る届け出(証取法第34条第2、第3項) 4. 付随・兼業業務以外の業務に係る承認(証取法第34条第4項) 5. 名義貸しの禁止(証取法第35条) 6. 社債募集の受託の禁止(証取法第36条) 7. 金融機関の証券業務の禁止(証取法第65条)			4.「業務」に関する法規制	1. 下記の業務の認可(証取法第29条) (1) 店頭デリバティブ取引業務 (2) 元引受業務 (3) 私設取引所(PTS)業務 2. 変更届出書の提出(証取法第30条) 3. 兼業業務に係る届け出(証取法第34条第2、第3項) 4. 付随・兼業業務以外の業務に係る承認(証取法第34条第4項) 5. 名義貸しの禁止(証取法第35条) 6. 社債募集の受託の禁止(証取法第36条) 7. 金融機関の証券業務の禁止(証取法第65条)	
	5.「経理」に関する法規制	1. 純財産額の維持(証取法第28条の4第3号) 2. 資本金の基準(証取法第28条の4第2号) 3. 営業年度(4月1日から翌年の3月31日まで)(証取法第48条) 4. 営業報告書の提出(証取法第49条) 5. 説明書類の作成・供覧(証取法第50条) 6. 証券取引責任準備金の積立て(証取法第51条) 7. 自己資本規制比率(証取法第52条) (1) 自己資本規制比率の届け出(第1項) (2) 自己資本規制比率(120%)の維持義務(第2項) (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧(第3項)			5.「経理」に関する法規制	1. 純財産額の維持(証取法第28条の4第3号) 2. 資本金の基準(証取法第28条の4第2号) 3. 営業年度(4月1日から翌年の3月31日まで)(証取法第48条) 4. 営業報告書の提出(証取法第49条) 5. 説明書類の作成・供覧(証取法第50条) 6. 証券取引責任準備金の積立て(証取法第51条) 7. 自己資本規制比率(証取法第52条) (1) 自己資本規制比率の届け出(第1項) (2) 自己資本規制比率(120%)の維持義務(第2項) (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧(第3項)	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		8. 特定帳簿の作成及び業務の報告義務(証取法第 188条) 法定帳簿(証券会社に関する府令第60条第2項) (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) 商品有価証券勘定元帳 (5) トレーディング商品勘定元帳 (6) 現先取引勘定元帳 (7) 顧客勘定元帳 (8) 受渡有価証券記番号帳 (9) 保護預り有価証券明細簿 (10) 取引残高報告書				8. 法定帳簿の作成及び業務の報告義務(証取法第 188条) 法定帳簿(証券会社に関する府令第60条第2項) (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) 商品有価証券勘定元帳 (5) トレーディング商品勘定元帳 (6) 現先取引勘定元帳 (7) 顧客勘定元帳 (8) 受渡有価証券記番号帳 (9) 保護預り有価証券明細簿 (10) 取引残高報告書	
	6. 「役職員・外務員」に関する法規制	1. 証券会社の取締役等の親銀行等との兼職の禁止(証取法第32条第1項、第2項) 2. 証券会社の取締役等の兼職に係る届け出(証取法第32条第4項) 3. 外務員の登録及び登録事項の変更届け(証取法第64条、第64条の4) 4. 外務員に対する監督上の処分(証取法第64条の5)			6. 「役職員・外務員」に関する法規制	1. 証券会社の取締役等の親銀行等との兼職の禁止(証取法第32条第1項、第2項) 2. 証券会社の取締役等の兼職に係る届け出(証取法第32条第4項) 3. 外務員の登録及び登録事項の変更届け(証取法第64条、第64条の4) 4. 外務員に対する監督上の処分(証取法第64条の5)	
	7. 「監督」に関する法規制	1. 監督上の処分(証取法第56条) (1) 純財産額が資本の額を下回ったとき(証取法第28条の4第3号) (2) 不正の手段による証券会社の登録 (3) 証券業等の法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき (4) 業務又は財産の状況に照らし支払い不能に陥るおそれがあるとき (5) 認可業務にかかる認可条件違反 (6) 取締役等が証取法第28条の4第9号イからへに規定する欠格事由に該当することとなったとき等 (7) 認可業務の認可を受けた証券会社が損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備が不十分であるとき等 2. 監督命令(証取法第56条の2) (1) 自己資本規制比率が 120%を下回った場合の監督命令(第1項) (2) 自己資本規制比率が 100%を下回った場合の業務停止(第2項) (3) 自己資本規制比率が 100%を下回り、回復の見込みがない場合の登録の取消し(第3項)			7. 「監督」に関する法規制	1. 監督上の処分(証取法第56条) (1) 純財産額が資本の額を下回ったとき(証取法第28条の4第3号) (2) 不正の手段による証券会社の登録 (3) 証券業等の法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき (4) 業務又は財産の状況に照らし支払い不能に陥るおそれがあるとき (5) 認可業務にかかる認可条件違反 (6) 取締役等が証取法第28条の4第9号イからへに規定する欠格事由に該当することとなったとき等 (7) 認可業務の認可を受けた証券会社が損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備が不十分であるとき等 2. 監督命令(証取法第56条の2) (1) 自己資本規制比率が 120%を下回った場合の監督命令(第1項) (2) 自己資本規制比率が 100%を下回った場合の業務停止(第2項) (3) 自己資本規制比率が 100%を下回り、回復の見込みがない場合の登録の取消し(第3項)	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		3. 合併等の場合にかかる届け出(証取法第54条、第55条) 4. 報告徴求及び監督検査権(証取法第59条) 5. 資産の国内保有命令(証取法第60条) 6. 証券業協会の協会員である証券会社の報告義務(証取法第79条の2) 7. 証券業協会の協会員である証券会社の法令、協会規則等の違反にかかる処分(証取法第79条の6第4項、協会定款第25条第1項第3号) 8. 証券会社の投資者の保護基金への報告又は資料の提出及び通知(証取法第79条の53) 9. 証券取引所の会員である証券会社の法令、取引所の定款等の違反にかかる処分(証取法第87条、取引所定款第50条)				3. 合併等の場合にかかる届け出(証取法第54条、第55条) 4. 報告徴求及び監督検査権(証取法第59条) 5. 資産の国内保有命令(証取法第60条) 6. 証券業協会の協会員である証券会社の報告義務(証取法第79条の2) 7. 証券業協会の協会員である証券会社の法令、協会規則等の違反にかかる処分(証取法第79条の6第4項、協会定款第25条第1項第3号) 8. 証券会社の投資者保護基金への報告又は資料の提出及び通知(証取法第79条の53) 9. 証券取引所の会員である証券会社の法令、取引所の定款等の違反にかかる処分(証取法第87条、取引所定款第50条)	
参考	犯則事件の範囲 (証取法第210条、 証取法施行令第45条)	1. 証取法第197条の罪 (1) 不実記載のある届出書の提出 (2) 公開買付開始公告等の虚偽の表示 (3) 不実記載のある公開買付け開始公告等の提出 (4) 発行会社による公開買付け等の重要事実の不公表等 (5) 詐欺的行為の禁止違反 (6) 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止違反 (7) 相場操縦等の禁止違反 2. 証取法第198条第1号から第10号まで又は第15号の罪 (1) 募集又は売出しの届け出受理前のその取扱い等 (2) 不実記載のある届出書等の写しの提出等 (3) 届出の効力発生前の取引制限違反等 (4) 公開買付けの開始公告の未実施 (5) 有価証券報告書等の不提出 (6) 不実記載のある有価証券報告書の添付書類の提出 (7) 不実の書類の写しの公衆縦覧への提供 (8) 虚偽記載のある公開買付け説明書等の交付 (9) 違法な公開買付けの撤回等の公告 (10) 発行会社による公開買付けにつき重要事実の通知懈怠 (11) インサイダー取引の禁止	第5条ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の22の3第1項又は第3項 第157条 第158条 第159条 第4条 第6条ほか 第15条ほか 第27条の3第1項ほか 第24条第1項又は第3項ほか 第24条第6項ほか 第25条第2項ほか 第27条の9第1項ほか 第27条の11第1項但し書ほか 第27条の22の3第2項 第166条	参考	犯則事件の範囲 (証取法第210条、 証取法施行令第45条)	1. 証取法第197条の罪 (1) 不実記載のある届出書の提出 (2) 公開買付開始公告等の虚偽の表示 (3) 不実記載のある公開買付け開始公告等の提出 (4) 発行会社による公開買付け等の重要事実の不公表等 (5) 詐欺的行為の禁止違反 (6) 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止違反 (7) 相場操縦等の禁止違反 2. 証取法第198条第1号から第10号まで又は第15号の罪 (1) 募集又は売出しの届け出受理前のその取扱い等 (2) 不実記載のある届出書等の写しの提出等 (3) 届出の効力発生前の取引制限違反等 (4) 公開買付けの開始公告の未実施 (5) 有価証券報告書等の不提出 (6) 不実記載のある有価証券報告書の添付書類の提出 (7) 不実の書類の写しの公衆縦覧への提供 (8) 虚偽記載のある公開買付け説明書等の交付 (9) 違法な公開買付けの撤回等の公告 (10) 発行会社による公開買付けにつき重要事実の通知懈怠 (11) インサイダー取引の禁止	第5条ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の22の3第1項又は第3項 第157条 第158条 第159条 第4条 第6条ほか 第15条ほか 第27条の3第1項ほか 第24条第1項又は第3項ほか 第24条第6項ほか 第25条第2項ほか 第27条の9第1項ほか 第27条の11第1項但し書ほか 第27条の22の3第2項 第166条

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		3. 証取法第198 条の3の罪 損失補填等の禁止 4. 証取法第 200条第1号から第14号まで、第16号又は第17号の罪 (1) 届出書類の写しの不提出等 (2) 訂正届出書の不提出 (3) 目論見書の交付義務違反 (4) 訂正発行登録書の不提出 (5) 訂正報告書等の不提出 (6) 有価証券届出書等の写しの公衆縦覧への不提供 (7) 公開買付開始公告義務等の違反 (8) 公開買付の訂正届出書等の不提出 (9) 公開買付説明書等の不交付 (10) 意見表明報告書の不提出 (11) 不実記載のある意見表明報告書等の写しの送付 (12) 大量保有報告書等の訂正報告書の不提出 (13) 顧客の損失補填禁止規定違反 (14) 事故による損失補填の確認申請書等の虚偽記載 (15) 類似市場の開設の禁止 (16) 虚偽の相場を記載した文書の作成等 5. 証取法第 200条の3第2号の罪 認可業務にかかる条件違反 6. 証取法第 205条第1号から第4号まで、第8号又は第11号から第13号までの罪 (1) 届け出時期の制限等の違反 (2) 意見表明報告書の訂正報告書の不提出 (3) 意見表明報告書の写しの不送付 (4) 公開買付者の違法な表示 (5) 取引概要を記載した書面の契約締結前の書面交付義務違反	第42条の2第1項 第6条ほか 第7条前段ほか 第15条第2項ほか 第23条の4前段ほか 第24条の2第1項ほか 第25条第2項ほか 第27条の7第2項ほか 第27条の8第2項から第4項までほか 第27条の9第2項又は第3項ほか 第27条の10第1項 第27条の10第3項 第27条の29第1項 第42条の2第2項ほか 第42条の2第5項ほか 第167 条の2 第168 条 第29条の2第1項 第4条第3項、5項ほか 第27条の10第2項ほか 第27条の10第3項ほか 第27条の15第2項ほか 第40条 第 161条第1項又は2項 第 163条又は第164条第5項 第 165条又は第169条			3. 証取法第198 条の3の罪 損失補填等の禁止 4. 証取法第 200条第1号から第14号まで、第16号又は第17号の罪 (1) 届出書類の写しの不提出等 (2) 訂正届出書の不提出 (3) 目論見書の交付義務違反 (4) 訂正発行登録書の不提出 (5) 訂正報告書等の不提出 (6) 有価証券届出書等の写しの公衆縦覧への不提供 (7) 公開買付開始公告義務等の違反 (8) 公開買付の訂正届出書等の不提出 (9) 公開買付説明書等の不交付 (10) 意見表明報告書の不提出 (11) 不実記載のある意見表明報告書等の写しの送付 (12) 大量保有報告書等の訂正報告書の不提出 (13) 顧客の損失補填禁止規定違反 (14) 事故による損失補填の確認申請書等の虚偽記載 (15) 類似市場の開設の禁止 (16) 虚偽の相場を記載した文書の作成等 5. 証取法第 200条の3第2号の罪 認可業務にかかる条件違反 6. 証取法第 205条第1号から第4号まで、第8号又は第11号から第13号までの罪 (1) 届け出時期の制限等の違反 (2) 意見表明報告書の訂正報告書の不提出 (3) 意見表明報告書の写しの不送付 (4) 公開買付者の違法な表示 (5) 取引概要を記載した書面の契約締結前の書面交付義務違反	第42条の2第1項 第6条ほか 第7条前段ほか 第15条第2項ほか 第23条の4前段ほか 第24条の2第1項ほか 第25条第2項ほか 第27条の7第2項ほか 第27条の8第2項から第4項までほか 第27条の9第2項又は第3項ほか 第27条の10第1項 第27条の10第3項 第27条の29第1項 第42条の2第2項ほか 第42条の2第5項ほか 第167 条の2 第168 条 第29条の2第1項 第4条第3項、5項ほか 第27条の10第2項ほか 第27条の10第3項ほか 第27条の15第2項ほか 第40条 第 161条第1項又は2項 第 163条又は第164条第5項 第 165条又は第169条

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(6) 自己計算、過当投機の制限違反 (7) 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出等 (8) 役員又は主要株主の禁止行為又は証券記事等の制限違反 7. 証取法第 205条の2第4号の罪 取引報告書の作成・交付義務違反	第41条			(6) 自己計算、過当投機の制限違反 (7) 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出等 (8) 役員又は主要株主の禁止行為又は証券記事等の制限違反 7. 証取法第 205条の2第4号の罪 取引報告書の作成・交付義務違反	第41条
	弊害防止措置	○ 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) 証券持株会社の子会社である証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	(注)証券会社等(※)が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、証券会社が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号又は第8号に規定する行為をすることについて、証券取引法第45条ただし書きの承認を受けている場合にあっては、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3に規定する態勢が確保されていることを検証する必要がある。			○ 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		※ 証券会社、当該証券会社を子会社(証券取引法第59条第2項に規定する子会社をいう。)とする持株会社、当該証券会社の親銀行等(証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。)若しくは子銀行等(証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。)、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社(当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。)、当該証券会社の親法人等若しくは子法人等である証券会社又はその他金融庁長官の指定するもの。 (1) アームス・レングス・ルール(第1号) 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。 (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売(第2号) 当該証券会社との間で第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。 (3) その他府令で定める行為(第3号) その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。	・通常の取引と異なる条件とは、独立した企業間では通常あり得ない条件である。			(1) アームス・レングス・ルール(第1号) 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。 (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売(第2号) 当該証券会社との間で第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。 (3) その他府令で定める行為(第3号) その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。	・通常の取引と異なる条件とは、独立した企業間では通常あり得ない条件である。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		○利益相反に関する開示規定(行為規制府令第12条第1号) ○親法人等又は子法人等の発行証券の引受制限(行為規制府令第12条第2号) ○親子関係を利用した抱き合わせ販売(行為規制府令第12条第3号) ○バックファイナンスの禁止(行為規制府令第12条第4号) ○一般取引に係るアームス・レングス・ルール(行為規制府令第12条第5号) ○引受証券の特定関係者等への販売制限(行為規制府令第12条第6号) ○親子間における非開示情報接受の禁止(行為規制府令第12条第7号) ○店舗等の共用制限(行為規制府令第12条第8号)	・「非公開情報」とは、①発行者である会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、②当該証券会社又はその親法人等若しくは子法人等の役職員が知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文その他の特別な情報、である。 ・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。 ・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。			○利益相反に関する開示規定(行為規制府令第12条第1号) ○親法人等又は子法人等の発行証券の引受制限(行為規制府令第12条第2号) ○親子関係を利用した抱き合わせ販売(行為規制府令第12条第3号) ○バックファイナンスの禁止(行為規制府令第12条第4号) ○一般取引に係るアームス・レングス・ルール(行為規制府令第12条第5号) ○引受証券の特定関係者等への販売制限(行為規制府令第12条第6号) ○親子間における非開示情報接受の禁止(行為規制府令第12条第7号) ○店舗等の共用制限(行為規制府令第12条第8号)	・「非公開情報」とは、①発行者である会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、②当該証券会社又はその親法人等若しくは子法人等の役職員が知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文その他の特別な情報、である。 ・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。 ・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		○親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営(行為規制 府令第12条第9号) ○脱法防止措置(行為規制府令第12条第10号)				○親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営(行為規制 府令第12条第9号) ○脱法防止措置(行為規制府令第12条第10号)	